

# 令和 3年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課  
 担当名：総務・介護保険担当  
 内線：3255

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B28	市町村介護保険財政支援事業費			一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険制度推進事業費	
事業期間	平成12年度～	根拠法令	介護保険法第123条、第124条の2、第147条			宣言項目	02	健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール 3
	分野施策						010205	地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	SDGsターゲット 3-c
1 事業概要				5 事業説明					
保険者(市町村)の介護保険給付、地域支援事業に要する費用、低所得者の介護保険料軽減に要する費用について、介護保険法に基づき法定負担割合を負担する。 国、県及び保険者(市町村)の拠出金による介護保険財政安定化基金を設置し、市町村への交付・貸付を行う。 (1) 介護給付費負担金 77,697,332千円 (2) 介護給付費負担金 (介護職員処遇改善：新しい経済政策パッケージ分) 1,293,391千円 (3) 地域支援事業交付金 4,272,361千円 (4) 介護保険財政安定化基金事業 307,030千円 (5) 低所得者保険料軽減負担金 1,597,269千円				(1) 事業内容 ア 介護給付費負担金 78,990,723千円 保険者(市町村)が実施する介護保険給付について介護保険法第123条第1項及び第2項の規定により必要な費用を負担する。 (7) 施設等給付費負担金 17.5% (4) その他給付費負担金 12.5% イ 地域支援事業交付金 4,272,361千円 保険者(市町村)が実施する地域支援事業について介護保険法第123条第3項及び第4項の規定により必要な費用を負担する。 (7) 新しい介護予防、日常生活支援総合事業 12.5% (4) 包括的支援事業・任意事業 19.25% ウ 介護保険財政安定化基金事業 307,030千円 保険料未納、または見込みを上回る給付費増により財政不足が生じた市町村に対し、県に設置している「介護保険財政安定化基金」を原資として、資金の貸付又は交付を行う。 エ 低所得者保険料軽減負担金 1,597,269千円 市町村民税が全員非課税世帯の介護保険料に、公費を投入して負担軽減を行う事業に必要な費用を負担する。25%					
2 事業主体及び負担区分 (1)～(5)(県10/10)				(2) 事業計画					
3 地方財政措置の状況 地方交付税(単位費用) (区分) 高齢者保健福祉費 (細目) 介護保険費 (細節) 介護保険費				ア 介護給付費負担金 法定負担割合を保険者(市町村)へ交付する。 61保険者 年4回 イ 地域支援事業交付金 法定負担割合を保険者(市町村)へ交付する。 61保険者 年2回 ウ 介護保険財政安定化基金事業 市町村からの申請のに基づき必要額を交付・貸付する。 エ 低所得者保険料軽減負担金 法定負担割合を市町村へ交付する。 63市町村 年2回					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.6人=5,700千円									
財 源 内 訳									
予算額		財産収入	繰入金					一般財源	前年との対比
決定額	85,167,383	7,030	300,000					84,860,353	5,217,940
前年額	79,949,443	8,430	400,000					79,541,013	